

就業状況報告書

毎年3月15日現在、9月15日現在における就業状況を各々3月31日、9月30日までに報告する。（修学資金を返還した者、返還免除を受けた者を除く。）

添付書類・・・・・・・・看護業務従事証明書（手引きの様式を使用すること）

※ 2回目以降の報告で勤務施設が同一の場合は省略してよい。

看護業務従事証明書

業務従事期間の計算は、貸与を受けていた期間属していた養成校等を卒業した後より計算する。また、産休、育休等の休業期間は「看護業務に従事した期間」に含まれない。

就業状況報告書を提出する期限の間（各年度の3月15日～9月15日の間、又は9月15日～3月15日の間）に職場を変更した場合には、退職する施設と、就職する施設の両方から看護業務従事証明書を取得し、就業状況報告書の提出時期（各年度の3月及び9月の30日まで）に必ず提出すること。

※ 看護業務従事証明書の提出を忘れた場合には、修学資金の免除が出来なくなる場合があるのでご注意下さい。